国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年１１月２５日
国　土　交　通　省
大臣官房会計課

国土交通省の所管する法令に係る情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、令和８年７月１日（水）から令和８年８月１日（土）までご意見を募集したところ、１件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

NO.	案に対する御意見	御意見に対する国土交通省の考え
1	本省令案の公示にあたり、行政手続きおよび歳入納付における情報通信技術の利用拡大のあり方について、以下の点から重大な懸念を抱き、強く意見を述べさせていただきます。 第一に、行政の効率化やデジタル化の美名のもとで、国民生活の実態や経済的負担が十分に顧みられないまま特定のデジタル決済やオンライン納付手段への移行が半ば強制されることに対する強い懸念です。物価高騰と生活コストの増大に直面する一般市民や地方の生活者にとって、システムの導入や運用に伴う負担の転嫁は生活基盤を圧迫するものであり、選択肢を狭める形でのデジタル化の推進は容認できません。 第二に、こうした電子納付や行政手続きのデジタル化の背後に、マイナンバーカードの事実上の必須化や過度なデジタル管理・情報紐付けへの誘導が組み込まれている点に対する強い懸念です。行政手続きのオンライン化が、個人のプライバシーの保護や選択の自由を脅かし、国民を国家主導のデジタル監視システムに一方的に従属させる手段として利用されることはあってはなりません。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。

	最後に、すべての行政手続きおよび歳入納付のデジタル化の運用において、マイナンバーカードの事実上の必須化や、東京中心の行政・産業界の論理に偏った制度設計を速やかに改めるよう強く求めます。行政の役割は、国民をデジタルシステムで管理・監視することや特定企業の利益誘導に迎合することではなく、一般市民や地方の生活者が過重な負担やプライバシーの不安を感じることなく安心して暮らせる社会経済基盤を堅持することであると強く訴えます。	

お問い合わせ先
国土交通省大臣官房会計課
電話番号（代表）　０３－５２５３－８１１１